2026年1月1日（取適法）施行

法改正後の取引ルール、確認できていますか？

受託取引の適正化を支援します

適用対象の拡大
「従業員基準」の追加



禁止行為の追加
「手形払」等の禁止



禁止行為の追加
「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止



東京都産業労働局

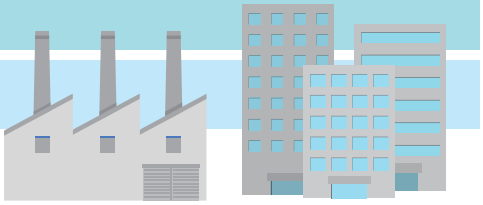
東京都産業労働局ホームページ
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/

中小受託取引適正化法の主な改正事項

参考：「公正取引委員会」下請法は取適法へ一改正のポイントー

「下請」等の用語の見直し

下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者



適用対象の拡大

● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されました
（賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」の数によって算定するものとする）

● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されました

資本金基準と従業員基準の適用関係

○：要件を満たす　×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

※両方の要件を満たす場合には、「資本金基準」を適用

禁止行為の追加

● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど 、一方的な代金決定が禁止されました

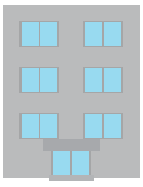
● 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても 、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されました

面的執行の強化

● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか 、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されました



その他

- ○ 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されました
- ○ 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になりました
- ○ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になりました

公正取引委員会
取適法特設 HP

中小受託取引適正化法のしくみ

改正事項：赤字

昭和 31.6.1 法律第 120 号

①目　的

この法律は委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正なものとし、中小受託事業者の利益を保護することを目的としています。

②対象となる取引

取適法の対象取引　＝　取引の内容　＋　資本金基準又は従業員基準

取適法が適用される受託取引は、取引の内容に応じて規定されている資本金基準又は従業員基準の１つでも満たす場合にのみ適用されます



③規制の対象となる取引の内容

❶ 製造委託

物品の販売や製造を営む事業者（製造業者、販売業者等）が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを依頼することをいいます。（ここでいう「物品」とは動産を指しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。）

❷ 修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託すること等をいいます。

❸ 情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供や作成を営む事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表例としては次のものを挙げることができ、物品の附属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

（例）プログラム、映像や音声･音響などから構成されるもの、文字・図形・記号等から構成されるもの。

❹ 役務提供委託

運送やビルメンテンスをはじめ、各種サービスの提供を営む事業者が、請け負った役務を他の事業者に委託することをいいます。ただし建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

※建設業における取適法の対象取引

家屋等の建築をはじめ、建設工事に関する請負契約は建設業法による規制の対象で、取適法の対象外となっています。ただし、建設資材や部材を販売している建設業者が商品の製造を外部委託する場合は「製造委託」、また、建設業者が設計図面の作成を委託する場合は「情報成果物作成委託」の対象となります。

❺ 特定運送委託

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいいます。



④規制の対象となる取引の範囲

〇物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
〇情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの）

委託事業者	中小受託事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人を含む）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人を含む）
常時使用する従業員 300 人超	常時使用する従業員 300人以下（個人を含む）

〇情報成果物作成委託・役務提供委託（左記に係るものを除く）

委託事業者	中小受託事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下（個人を含む）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下（個人を含む）
常時使用する従業員 100 人超	常時使用する従業員 100人以下（個人を含む）

⑤委託事業者の４つの義務

❶ 発注内容等を明示する義務

発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること

❷ 取引に関する書類等を作成・保存する義務

取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、２年間保存すること

❸ 支払期日を定める義務

検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めること

❹ 遅延利息を支払う義務

支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率 14.6%）を支払うこと

※「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではありませんので、御注意ください。

⑥委託事業者の 11 の禁止行為

❶ **受領拒否**の禁止
❷ **代金の支払遅延**の禁止－**手形払等の禁止**
❸ **代金の減額**の禁止
❹ **返品**の禁止
❺ **買いたたき**の禁止（著しく低い代金を不当に定めること）
❻ **購入・利用強制**の禁止（委託事業者が指定する物・役務を強制して購入・利用させること）
❼ **報復措置**の禁止（委託事業者の違反行為を行政に知らせたことを理由に取引停止等の不利益な取扱いをすること）
❽ **有償支給原材料等の対価の**（代金の支払期日より）**早期決済**の禁止
❾ **不当な経済上の利益の提供要請**の禁止（中小受託事業者に金銭労務を不当に提供させること）
❿ **不当な給付内容の変更・やり直し**の禁止
⓫ **協議に応じない一方的な代金決定**の禁止

取適法の対象外取引も、ご確認ください！
優越的地位の濫用に対するルールが見直されました。



１．物流特殊指定【改正】 令和９年４月１日施行

物流特殊指定が改正され、一定の要件を満たす着荷主と発荷主との取引が、新たに規制対象に加わります。着荷主が発荷主に対して、運送事業者を通じて契約外の荷役・荷待ち等を行わせ、発荷主の利益を不当に害する行為が禁止されます。

２．支払告示【新規制定】 令和９年４月１日施行

「支払告示」が新たに制定されました。取適法の規模基準に該当しない製造委託等でも、正当な理由なく、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないことが禁止されます。

※ただし、取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外です。

３．優越ガイドライン【改定】 令和８年６月 17 日改定

優越ガイドラインが改定され、実効的な価格協議が行われない場合の想定例が追加されました。協議の拒否･無視や説明不足など､優越的地位を利用した一方的な価格決定は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

● 各制度の適用要件など、詳しくは公正取引委員会 HP（QR コード）をご確認ください。

取引先との価格交渉に向けて～事前準備～

参考：中小企業庁　「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」

価格交渉に向けた準備ができているか、下記で確認しましょう。



取引先からの引合段階で、業務内容や取引条件をきちんと確認していますか？

見積や引合段階には、必ず曖昧な点が存在します。仕様の不確定要素など、顧客に確認が必要な事項を事前に確認しましょう。

労務費、エネルギー費や原材料費など、取引に必要な“データ”は定期的に収集していますか？

価格交渉時は、価格の変動前後のデータ提示が求められます。業界誌や官公庁の公式サイトなどで必要なデータを定期的にチェックしましょう！

“原価計算”できていますか？～製品・サービス単位での把握を

原価を割りだしておくことは価格交渉を行う上で重要です。支援機関やインターネットなどを活用して、自社の主な事業の製品あたり・サービスあたりの原価を把握しましょう！

製品・サービスの“単価”を把握し、取引先 に提示できますか？

自社の主な事業の製品・サービスの「単価表」を作成しておくと、戦略的な価格交渉に役立ちます！

自社の事業特性をふまえた“見積書”のひな型（フォーマット）はありますか？

価格交渉に向けて、見積書は、自社の実態に即した費目を記載できるひな形（フォーマット）を整えておくことが有効です。

取引先の経営方針や業績動向を把握できていますか？

取引先の動向は各種交渉のスピードや成否に大きく影響するため、情報収集が重要です。

取引先にとっての自社製品やサービスの“付加価値”＝価格になっていませんか？

自社が何を強みとした取引を行っていくのか、経営計画を策定するなどして自社の取引姿勢を明確にしましょう。

国や東京都の支援ツールのご案内

【中小企業庁　価格交渉・転嫁の支援ツール】

相談窓口のご案内や「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」をはじめとする価格交渉に役立つ各種資料が掲載されています。

【東京都における価格交渉支援・原価管理支援】

価格交渉や原価管理体制の構築に向けた相談に専門のアドバイザーが対応します。また、価格交渉の準備に役立つ各種ツール（交渉のフロー図、労務費増加額試算ツール等）もご用意しています。

委託事業者との取引で困っていることはありませんか？



委託事業者の違反行為を行政に知らせたことを理由に不利益な取り扱いをされる



適正なコスト負担なしに、委託事業者の仕事を手伝わされた



発注先から納期延期と言われたが、いつ受領してもらえるかわからず、費用も負担してくれない



担当者の異動に伴い制作方針が変わり、無償でデザイン変更を要求された

こうした委託事業者の行為は

中小受託取引適正化法

で禁止されています。



委託事業者が有償支給する原材料を使用して物品を製造する際、製造委託等代金の支払日より前に原材料費の支払いを求められた



正当な理由がないのに、委託事業者の指定する製品（含自社製品）や原材料等を強制的に購入させられた

法改正



委託事業者から製造委託等代金を手形で支払われた

法改正



価格交渉の協議を求めたが、応じてもらえず、委託事業者に一方的に代金を決定された

トラブルが起きたらできるだけ早く行政機関等に相談することが大切です。

（裏面の相談機関をご利用ください。）

適正な価格に基づく取引ができていますか？

取引上優位な立場の委託事業者が中小受託事業者に対して、一方的に自社に有利な取引条件を強要するなど、中小受託事業者に不利益となるような取引が報告されています。

●問題のある取引事例



委託事業者のコストが増加したことを理由に、製造委託等代金の額を減じられてしまう



原材料価格などコスト増が発生しても取引価格に反映してもらえない



量産終了後も金型を無償で保管させられ、破棄してもよいかを聞いても返答がなく、保管費用を負担してくれない



量産が終了した補給品について、量産時と同等の単価を設定される



合理的説明なしに、発注者の事情のみをもって指値発注を要請される



発注者の都合で取引条件が変更されたにもかかわらず、そのコストを負担してもらえない

発注側のこのような行為は「中小受託取引適正化法」や「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する恐れがあります。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年 11 月 29 日策定／令和８年１月１日改正／内閣官房・公正取引委員会）

- 労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」を12の行動指針として取りまとめるとともに、それぞれの行動指針に該当する取組事例や、受注者が用いている根拠資料や取組内容も取り上げています。
- 12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処することも明記されています。
- 特に価格転嫁が難しいとされる労務費については、原材料費、エネルギー費と分けて交渉することが重要です。本指針の別添で示されている「コスト費目別価格交渉フォーマット（例）」も活用しましょう！

受託取引に関する相談機関のご案内

受託取引に関する苦情・紛争処理の相談は次の機関で受け付けています。お気軽にご相談ください。

東京都受託取引適正化センター

（公財）東京都中小企業振興公社

※ 2026年1月より「下請センター東京（下請取引紛争解決センター）」より名称変更しました。

東京都受託取引適正化センター

（公財）東京都中小企業振興公社　本社（秋葉原庁舎５階）
〒101-0025　千代田区神田佐久間町 1-9
電話：03-3251-9390
Email：s-center@tokyo-kosha.or.jp

東京都受託取引適正化センター　多摩支援室

（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社
〒196-0033　昭島市東町 3-6-1　産業サポートスクエア・TAMA
電話：042-500-3909

苦情紛争相談	取引上の様々なトラブルに対して取適法に詳しい専門相談員や弁護士が親身になってご相談に応じ、具体的な解決策を提示します。事前にお問い合わせください。 ○専門相談員による相談 月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く） 【受付】9：00～11：30／13：00～16：30　【相談】9：00～12：00／13：00～17：00 ○弁護士相談（要予約・秋葉原庁舎のみ） 月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く）【相談】13：30～16：30　1件1時間程度
裁判外紛争解決手続（ADR）	ご希望に応じて、「裁判外紛争解決手続（ADR）」を実施します。センターの選任する第三者（弁護士）が公正中立な立場で、調停により簡易迅速な紛争解決を図ります。（秋葉原庁舎のみ） ○トラブルの種類・内容、当事者の事情・意見に応じて、柔軟な解決を図ることができます。 ○手続は非公開です。当事者のプライバシー、営業上の秘密などに配慮して実施します。
価格交渉や原価管理に関するご相談	価格交渉や原価管理体制の構築に向けたご相談に対応します。東京都受託取引適正化センター（旧下請センター東京）のホームページの申込フォームよりお申し込みください。

※各種ご相談・ADRの実施はいずれも無料です。お気軽にご相談ください。
※東京都受託取引適正化センターは、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得しました。（かいけつサポート第16号）

国の相談機関

名称		住所	電話
公正取引委員会	事務総局経済取引局 取引部企業取引課	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワー	03-3581-3375
中小企業庁	事業環境部取引課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1732
関東経済産業局	産業部適正取引推進課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎１号館	048-600-0325
取引かけこみ寺 （(公財)全国中小企業振興機関協会）	―	―	0120-418-618

各業界の相談窓口

東京都は、右の業界団体より推薦を受けた方に「中小受託取引適正化推進員」を委嘱しています。

団体名	住所	電話
東京ニットファッション工業組合	〒130-0026　墨田区両国 4-37-2　TKF 第１会館	03-3633-5601
(一社)大田工業連合会	〒144-0035　大田区南蒲田 1-20-20　大田区産業プラザ	03-3737-0797
(一社)日本金型工業会	〒113-0034　文京区湯島 2-33-12	03-5816-5911
東京配電盤工業協同組合	〒108-0023　港区芝浦 2-14-5　ユニベル田町ビル４階	03-3434-4921
(一社)日本電子回路工業会	〒167-0042　杉並区西荻北 3-12-2 回路会館２階	03-5310-2020
東京都印刷工業組合	〒104-0041　中央区新富 1-16-8 日本印刷会館４階	03-3552-4021
(一社)東京都金属プレス工業会	〒130-8553　墨田区両国 4-30-7	03-5624-1921
東京都鍍金工業組合	〒113-0034　文京区湯島 1-11-10	03-3814-5621
東京工業塗装協同組合	〒108-0014　港区芝 5-31-16　YCC ビル９階	03-5765-6273
日本ダイカスト工業協同組合	〒105-0011　港区芝公園 3-5-8　機械振興会館 502	03-3431-0566
(一社)東日本プラスチック製品工業協会	〒104-0045　中央区築地 3-12-5　築地小山ビル１階	03-3541-4321
(一社)東京都トラック協会	〒160-0004　新宿区四谷 3-1-8	03-3359-6251
(一社)東京都情報産業協会	〒104-0033　中央区新川 1-27-8　新川大原ビル５階	03-6222-9080

2026年10月発行　※このリーフレットは令和8年1月施行の法令に基づいて作成しています。
編集・発行　**東京都産業労働局商工部経営支援課**
〒163-8001　新宿区西新宿2-8-1　TEL.03-5320-4783
登録番号（8）119

R100 古紙パルプ配合率80%再生紙を使用　VEGETABLE OIL INK　リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。